

## 一般財団法人松本市スポーツ協会部会規則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款第43条第1項の規定に基づき設置する部会(以下「部会」という。)の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称、構成及び研究・審議・提言事項)

第2条 部会の名称、構成及び研究・審議・提言事項は、別表のとおりとする。

### (部 員)

第3条 部員は、加盟団体から1名ずつ選任し、会長が委嘱する。

2 部員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部員は無報酬とする。

### (役 員)

第4条 部会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 若干名

2 部会長は部会を代表し、会務を統轄する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会 議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の決議は、出席した部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

### (補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

### 附 則

財団法人松本体育協会部会規則は廃止する。

### 附 則

この規則は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

ただし、第3条第2項に掲げる部員の任期については、平成24年5月に行われた役員改選の日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

別 表

名 称	構 成	研究・審議・提言事項
競技部会	1 加盟競技団体から各1名ずつ選任された者	1 競技団体の育成に関する事。 2 競技の指導・普及・強化に関する事。 3 会長が指定した事項に関する事。
武道部会	1 加盟武道団体から各1名ずつ選任された者	1 武道団体の育成に関する事。 2 武道の指導・普及・強化に関する事。 3 会長が指定した事項に関する事。
レクリエーション部会	1 加盟レクリエーション団体から各1名ずつ選任された者	1 レクリエーション団体の育成に関する事。 2 レクリエーションの指導・普及に関する事。 3 会長が指定した事項に関する事。
地区部会	1 加盟地区団体から各1名ずつ選任された者	1 地区団体の育成に関する事。 2 地区におけるスポーツ振興及び指導・普及に関する事。 3 会長が指定した事項に関する事。